

第7次会津若松市総合計画策定支援業務委託仕様書

平成27年4月9日
会津若松市

1 業務名 第7次会津若松市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、「第6次会津若松市総合計画」（以下「総合計画という。」）の計画期間が平成28年度に終了することを踏まえ、平成29年度を初年度とする「第7次会津若松市総合計画」（以下「次期計画」という。）の策定に当たり、高い専門知識、豊富な経験を有する事業者支援業務を委託するものである。

3 履行場所 会津若松市

4 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日までとする。

5 契約限度額 18,450千円以内（消費税及び地方消費税を除く。）
（平成27年度 14,814千円以内 平成28年度 3,636千円以内）

6 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却する。

8 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

9 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

10 業務内容

次期計画策定のため、概ね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は次期計画策定に必要と思われる最低限の事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案に応じ調整を行うものとする。

(1) 計画策定支援

- 本市の現況、特性の整理・分析
 - ・本市の人口、産業、土地利用状況等本市の現況の整理、分析
 - ・類似団体との比較分析による本市の強み、弱みの整理、分析
- 社会経済動向等の整理・分析
 - ・社会環境の変化やトレンドなどの動向等のデータ収集、整理、分析
- 基礎調査結果の分析
 - ・平成26年度に実施済の市民意識調査、事業所等アンケート調査、未来デザインアンケート（小中学生アンケート）及び職員アンケート結果の分析
- 現総合計画等の検証、分析、整理
 - ・現行の第6次長期総合計画の計画期間内における指標の進捗状況、毎年度の行政評価結果等からの現計画の検証及び課題の整理
 - ・市が策定している個別計画（高齢者福祉計画、環境基本計画等）の調査、整理
- 政策課題の抽出及び政策の方向性のとりまとめ
 - ・前記の基礎調査や（2）の市民会議での議論等を踏まえ、政策分野別にその方向性について体系的にとりまとめ、その体系のもとに取り組む施策を整理する。

(2) 「総合計画策定市民会議」（名称「あいづ創生市民会議」）の運営

計画づくりへの市民参加の場として、次期計画に位置付けていく施策、取組などの提案を行う「総合計画市民会議」を開催

■主な業務

- ・企画、提案
- ・運営に必要なファシリテーター等の設置（分科会毎の設置を想定）
- ・会議資料の作成、準備
- ・当日の運営、進行
- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）
- ・市民会議提言（報告）書案の作成

■実施日時：第1回会議 平成27年5月29日（金）18:30～
以降12回程度の会議を予定

■実施会場：會津稽古堂（予約済。市の施設であり、使用料の負担は発生しない。）

■参加者等：市民等30人を予定（参加者への謝礼はなし）

■会議形式：全体会又は分科会（6分科会×5人を予定）

(3) 「地区別ワークショップ」の運営

本市の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」等を踏まえ、地区（10箇所を想定）ごとにテーマを設定して、地区ワークショップを開催

■業務内容

- ・企画、提案（地区ごとのテーマは地区の現状を踏まえ、地区の区長会長及び市と協議のうえ設定する。想定例：公共交通、空き家対策等）
- ・運営に必要なファシリテーター等の設置（1名を想定）
- ・ワークショップ資料等の作成、準備
- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）

■参加者：各地区10～15名程度を想定

■参加者の募集：市政だより（広報誌）への掲載は市。チラシ作成は受託者

■開催時期：平成27年7～11月を予定

■開催場所：公民館等の市有施設で実施（本市が確保。受託者の費用負担なし）

■開催頻度：10箇所×各2回程度を想定

(4) 庁舎検討懇談会の運営支援

「鶴ヶ城周辺地域利活用構想」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009020500024/>

における市役所庁舎の位置づけを踏まえ、必要な機能、規模、ロードマップを検討する市民懇談会を開催する

■主な業務内容

- ・企画・提案
- ・運営に必要なファシリテーター等の設置（1名を想定）
- ・会議資料の作成、準備

- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）
- 参加者等：各種団体代表等15名を予定（本市が選定、依頼）
- 開催時期：平成27年8月～11月
- 開催場所：市役所近郊にて会場確保のこと。（会場借上げ料受託者負担）
- 開催頻度：6回程度

（５）高校生を対象としたワークショップの開催

本市の将来像（2025～2030年頃）などをテーマに市内の高校生を対象としたワークショップを開催する業務

- 主な業務内容
 - ・企画・提案
 - ・運営に必要なファシリテーター等の設置（1名を想定）
 - ・会議資料の作成、準備
 - ・当日の運営・進行
 - ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）
- 参加者：高校1年生又は2年生の1クラス程度の生徒を予定（事前の交渉は本市）
- 開催時期：平成27年6～11月頃
- 開催場所：市内高等学校1校を想定
- 開催回数は、2～3回を想定

（６）総合計画審議会の支援

次期総合計画に関する審議を行う条例上の附属機関である「総合計画審議会」の開催にかかる支援

- 主な業務内容
 - ・会議資料の作成
 - ・必要に応じた会議上での資料の補足説明や円滑な意見交換への支援
 - ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成）
- 開催時期：平成27年度3回 10月、11月、2月の開催を予定
平成28年度4～5回程度開催を予定
- 開催場所：市役所庁内会議室での開催を予定（本市が確保。受託者負担なし）

（７）庁内の策定会議の支援

庁内における検討組織である「部長会議」、「企画副参事会議」、「策定専門部会」（課長級会議）にかかる支援

- 主な業務内容
 - ・会議資料の作成支援
 - ・必要に応じた会議上での資料の補足説明や円滑な意見交換のためのアドバイス

(8) 総合計画書原稿の作成支援

次期総合計画書の本編及び概要版作成の支援

■主な業務

- ・ 計画書本篇及び概要版の構成案（レイアウト等）の作成
- ・ 計画書本篇及び概要版に掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供

※計画書の印刷業務は、本市が別途発注する。

※提供された図表、地図、イラスト、写真等の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(9) その他

(1) から (8) までに掲げるもののほか、次期総合計画の策定に関し必要と認められる支援、アドバイス

11 成果品

本業務の成果品は、次のとおり

- (1) 10の委託業務(1)から(8)までの資料、記録、報告書等の電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式。CD-Rに保存）及び印刷物10部
- (2) 10の委託業務(1)から(8)までの資料、記録、報告書等を「調査報告書」としてまとめた電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式。CD-Rに保存）及び印刷物10部（2カ年にわたる業務については、年度ごとに作成すること）
- (3) その他10の(1)から(9)までの業務に関連して本市が指示する事項
- (4) 成果品の納入先は、会津若松市企画政策部企画調整課とする。
- (5) 成果品の納入日は、本市及び受注者が協議の上、決定する。

12 年度ごとの業務

年度ごとの委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 平成27年度

① 計画策定支援

- ・ 本市の現況、特性の整理・分析
- ・ 社会経済動向等の整理・分析
- ・ 基礎調査結果の分析
- ・ 現総合計画等の検討等
- ・ 政策課題の抽出及び政策の方向性のとりまとめ

② 「総合計画策定市民会議」（名称「あいづ創生市民会議」）の運営

③ 地区別ワークショップの運営

④ 庁舎検討懇談会の運営支援

⑤ 高校生を対象としたワークショップの開催

⑥ 総合計画審議会の支援

⑦ 庁内会議の支援

(2) 平成28年度

- ①計画策定支援 政策課題の抽出、政策の方向性のとりまとめ
- ②総合計画審議会の支援
- ③庁内会議の支援
- ④総合計画書原稿の作成支援

13 その他

- (1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、又は本仕様書の細目的事項については、市と速やかに協議し、その指示に従うこと。